

令和2年第3回安城市議会定例会請願文書表

令和2年9月1日

番 号	請 願 第 2 9 号	受理年月日	令和2年8月21日
件 名	9月定例会において、自治基本条例改正案を「現：自治基本条例は改正の必要あり」として議決した後に、審議、議決することを求める請願		
提 出 者	吉 村 静 子 他1名		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>安城市自治基本条例の改正案が9月定例会で議案として上程されるとお聞きしました。しかし、議会は改正について平成27年12月定例会における請願第3号「自治基本条例検証会議の内容と結果を踏まえ、自治基本条例の改正および自治基本条例逐条解説の改正を求める請願」及び請願第4号「自治基本条例検証会議において示された『市民の意見』に基づき、自治基本条例の改正または自治基本条例逐条解説の改正を求める請願』を否決され、また、令和2年6月定例会における請願第4号「安城市自治基本条例の再検証を求める請願書」においては、二村議員が反対討論で地方自治法第96条を根拠に、制作過程がどうであれ議決は有効であるとし、さらに、新規議案を正式に議決する前に有効に制定されている事実を認め、廃止することが本来の手続きと説明され否決されました。</p> <p>二村議員は、違法であれ何であれ議会の議決はそれ以上のものであると、議会の議決の重さを言われたと解釈しております。そうであるならば平成27年12月の改正を求める請願に続いて本年6月定例会において請願第4号の本条例の品質改革を求める請願を議会で二度も否決したものを、わずか3カ月しか経っていない9月定例会に市が改正案を議案として出してくるとしたら、その趣旨が理解できません。</p> <p>しかも、改正案は審議会答申に沿ったものになっていると思います。そして総務企画常任委員会の委員さんはその改正案の内容を5月19日に市から説明を受けておられるらしいと聞きましたから、その内容を知った上で6月18日に請願第4号を不採択とされ、さらに議会は6月24日本会議において改正の必要なし（←品質改革の実行は不要）と議決されたものと受け取れます。</p> <p>この状況下において市が改正案を出されることは、議会の議決を軽んじた市の傲慢な行為と受け止められる可能性も否定できず、議会も今のままで改正案を議案として審議、議決することは理屈的にあり得ないもの考えます。もしも、議会で議案として扱うのであれば、6月定例会で二村議員が反対討論で示された通り、議会の議決を『改正の必要あり』として議決し直してから改正案を議題としなければつじつまが合わないと考えます。</p> <p>請願事項</p> <p>自治基本条例の改正は必要なしとしてきた議会の議決を、改正の必要ありとして議決し直し、改正案をより詳細に検討した上で議案として審議し議決することを求めます。</p> <p>上記質問について、法的、論理的に詳しくお答えください。なお、私達の質問内容に疑問があれば誠実に回答する予定です。総務企画常任委員会の請願審査日を除き、7日前までに私達に届くよう、その内容を文書にて、議会事務局経由でお寄せいただくことを希望いたします。またメールでの回答をする場合のためにアドレスの明記をお願いいたします。</p>		

